

# 清流

台風が去り、早くも年末の足音が聞こえて参りました。今年度も前期が過ぎ、前期のPDCAと来年度の計画が進んでいると思われます。忙しい時期ですが、少し顔を見上げて秋の空と木々の彩りを楽しむ余裕を持ちましょう。

公立学校共済組合の

## 組合員証を大切に！

### 【 組合員証とは 】

公立学校共済組合の組合員になった際に共済組合から交付されます。

「保険証」と同じ役割があり、医療機関等で診療を受ける際に必要です。大切に保管をしてください。



### 【 組合員証の利用範囲をご存じですか？ 】

組合員証を利用してできる診療は、法令で定められた保険診療に限定されています。また、保険医療機関等で組合員証を提示すると自己負担は、組合員・被扶養者共に総医療費の3割（70～74歳は1～2割）です。

但し、下記の場合は、組合員証が「 **利用できません** 」

- ① **自由診療** ➡ 全額自己負担（例）歯科矯正、健康診断など
- ② **公務災害** ➡ 地方公務員災害補償法等に基づいて補償されます。  
（例）工作中、通勤途上での病気や怪我
- ③ **海外での診療** ➡ 一旦、医療費の全額を支払い、帰国後、共済組合へ医療費の請求をします。後日、医療費の7割相当が給付されます。



### 【 交通事故で怪我や病気になった場合も注意が必要です！ 】

基本的に組合員証が「 **利用できません** 」。但し、加害者が特定できないなどの諸事情により組合員証を利用して医療機関にて治療をする際は、共済組合に連絡をする必要があります。

### 【 そろそろ年末調整の準備をお願いします。 】

年末調整に必要な証明等が届きましたら、大切に保管して置いて下さい

# 人事委員会勧告の概要

～ 10月17日に静岡県人事委員会より給与等について報告及び勧告がありました ～

## 本年の勧告のポイント

- (1) 公民格差に基づく本年の給与改定
  - ・月例給、特別給(ボーナス)ともに7年ぶりの引き上げ
  - ・世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながらの給料表の水準を引き上げ
  - ・ボーナスを引き上げ(0.15月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分
- (2) 給料表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し
  - ・給料表の見直し(世代間の給与配分を考慮した給料表の改定)
  - ・諸手当等の見直し(扶養手当、地域手当、単身赴任手当など)



## 1 民間給与との比較

- (1) 月例給 行政職 平均年齢 43.0歳

民間給与	職員給与	較差
386,410円	383,630円	2,780円(0.72%)

- (2) 特別給(ボーナス)

民間支給割合	職員支給月数	支給月数の差
4.10月	3.95月	0.15月

## 2 主な給与改定の内容

- (1) 給料表関係 【平成26年4月1日から】

- ・給料月額引き上げ(若年層に重点を置いて改定) 平均 0.3%増
- ・給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置(特例給料月額)について、乗じる率の引き上げ  
100分の100.76 → 100分の100.87

- (2) 地域手当 県内一律 3% → 3.4% 【平成26年4月1日から】

- (3) 期末勤勉手当 【平成26年12月1日から適用】

- ・年間支給月数 3.95月 → 4.10月 0.15月増
- 26年度12月期勤勉手当 0.675月 → 0.825月

(6月期は支給済みのため、12月期を引き上げ。来年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分される。)

## 3 給与制度の総合的見直し

- (1) 給料表の見直し 【平成27年4月1日から ただし3年間の経過措置(現給保障)あり】  
平均2%引き下げ(高位号給は最大4%程度引き下げ)

- (2) 諸手当の見直し 【平成27年4月1日から3年間で段階的に引き上げ】

### ア 扶養手当

- ・配偶者以外1人につき 6,500円 → 7,500円
- ・配偶者なし1人目 11,000円 → 12,000円
- ・16歳～22歳加算 5,000円 → 6,000円

### イ 地域手当

- ・静岡県内 一律 3.4% → 3.7%

### ウ 単身赴任手当

- ・基礎額 23,000円 → 30,000円

※ その他にもいくつかの勧告内容があります。詳細は事務職員にお尋ねください。  
教育職員の多忙化の解消も、職員の勤務条件等に関する諸課題にあげられています。

※ 県議会で議決されると、給与改正になります。

